

地方独立行政法人東京都立病院機構組織規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人東京都立病院機構定款（以下「定款」という。）に定めるもののほか、地方独立行政法人東京都立病院機構（以下「法人」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(法人の組織)

第2条 法人に法人本部、教育・研究推進センター、病院及び東京都立がん検診センター（以下「所」という。）を置く。

(法人各組織の名称及び所在地)

第3条 法人の各組織における名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	所 在 地
法人本部	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
法人本部(統括事務センター)	東京都千代田区神田駿河台二丁目5番地
教育・研究推進センター (医師アカデミー関係)	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
教育・研究推進センター (研修関係)	東京都千代田区神田駿河台二丁目5番地
教育・研究推進センター (臨床研究関係)	東京都府中市武蔵台二丁目8番地の29
東京都立広尾病院	東京都渋谷区恵比寿二丁目34番10号
東京都立大久保病院	東京都新宿区歌舞伎町二丁目44番1号
東京都立大塚病院	東京都豊島区南大塚二丁目8番1号
東京都立駒込病院	東京都文京区本駒込三丁目18番22号
東京都立豊島病院	東京都板橋区栄町33番1号
東京都立荏原病院	東京都大田区東雪谷四丁目5番10号
東京都立墨東病院	東京都墨田区江東橋四丁目23番15号
東京都立多摩総合医療センター	東京都府中市武蔵台二丁目8番地の29
東京都立多摩北部医療センター	東京都東村山市青葉町一丁目7番地1
東京都立東部地域病院	東京都葛飾区亀有五丁目14番1号
東京都立多摩南部地域病院	東京都多摩市中沢二丁目1番地2
東京都立神経病院	東京都府中市武蔵台二丁目6番地の1
東京都立小児総合医療センター	東京都府中市武蔵台二丁目8番地の29

東京都立松沢病院	東京都世田谷区上北沢二丁目1番1号
東京都立がん検診センター	東京都府中市武蔵台二丁目9番地の2

第2章 法人本部

(組織)

第4条 法人本部の組織は、次のとおりとする。

戦略推進室

戦略推進課

総務部

総務・人事課

統括事務センター

事業推進部

事業推進課

契約調整課

ICT推進センター

(事務分掌)

第5条 法人本部の事務分掌は、次のとおりとする。

戦略推進室

戦略推進課

- 一 法人の経営戦略、企画に関すること。
- 二 中期計画、年度計画に関すること。
- 三 予算編成に関すること。
- 四 予算の執行管理に関すること。
- 五 大規模施設整備計画及び建築計画に関すること。
- 六 理事長等の特命事項に関すること。
- 七 広報に関すること。
- 八 情報の公開及び個人情報保護に関すること。
- 九 その他法人の経営戦略に関すること。

総務部

総務・人事課

- 一 理事会の運営に関すること。
- 二 内部統制に関すること。
- 三 監査に関すること。
- 四 法人本部の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。

- 五 印章の取扱いに関する事。
- 六 規程の制定及び改廃に関する事。
- 七 法務の調整に関する事（医療訴訟を除く）。
- 八 危機管理に関する事。
- 九 組織及び人員に関する事。
- 十 人事及び給与制度に関する事。
- 十一 労務に関する事。
- 十二 労働安全衛生に関する事。
- 十三 福利厚生に関する事。
- 十四 法人の会計に関する事。
- 十五 資金の運用及び管理に関する事。
- 十六 財産管理に関する事。
- 十七 公益財団法人保健医療公社清算に関する事。
- 十八 その他総務・人事に関する事。

統括事務センター

- 一 給与や旅費等の支給事務に関する事。
- 二 その他病院から集約した事務に関する事。

事業推進部

事業推進課

- 一 医療の質及び医療サービスの向上に関する事。
- 二 広報に関する事。
- 三 医事指導及び診療報酬に関する事。
- 四 医療安全対策の推進に関する事。
- 五 医療苦情の処理に関する事。
- 六 医療訟務に関する事。
- 七 PFI 事業に係る契約調整に関する事。
- 八 都立病院の未収金管理に関する事。
- 九 本部の契約事務に関する事。
- 十 病院の施設、設備等の整備に関する事。
- 十一 その他医療サービスに関する事。

契約調整課

- 一 契約制度、共同購入に関する事。
- 二 法人本部の消耗品管理に関する事。
- 三 その他契約に関する事。

ICT 推進センター

- 一 情報化施策の企画、調整及び推進に関すること。
- 二 情報システムの開発及び改善に関すること。
- 三 データ通信ネットワークの運用及び管理に関すること。
- 四 情報セキュリティに関すること。
- 五 その他 ICT 推進に関すること。

(法人本部長等の職)

第6条 法人本部に、法人本部長を置く。

- 2 法人本部長は、法人の事務全般を掌理する。
- 3 法人本部に、次長を置くことができる。
- 4 次長は、特命事項に関する業務を掌理する。

(部長等の職)

第7条 法人本部に、戦略推進室長、総務部長及び事業推進部長を置く。

- 2 戦略推進室長、総務部長及び事業推進部長は、上司の命を受け、分掌事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。
- 3 法人本部に、担当部長を置くことができる。
- 4 担当部長は、特命事項に関する業務を掌理する。

(課長等の職)

第8条 法人本部に、戦略推進課長、総務・人事課長、統括事務センター長、事業推進課長、契約調整課長、ICT 推進センター長を置く。

- 2 課長及びセンター長は、上司の命を受け、分掌事務を掌理する。
- 3 法人本部に、担当課長を置くことができる。
- 4 担当課長は、特命事項に関する業務を掌理する。

(リーダーの職)

第9条 法人本部に、係長に相当するリーダーを置くことができる。

- 2 リーダーは、上司の命を受け、担当事務を掌理する。

(専門職)

第10条 法人本部に、専門職を置くことができる。

- 2 専門職にあるものは、上司の命を受け、担任の事務を処理する。

第3章 教育・研究推進センター

(事務分掌)

第 11 条 教育・研究推進センターの事務分掌は、次のとおりとする。

- 一 法人の職員の人材確保・育成に関すること
- 二 臨床研究の推進に関すること

(教育・研究推進センター長の職)

第 12 条 教育・研究推進センターに、教育・研究推進センター長を置く。

- 2 教育・研究推進センター長は、理事長の命を受け、分掌事務を掌理する。

(教育・研究担当課長の職)

第 13 条 教育・研究推進センターに、教育・研究担当課長を置くことができる。

- 2 教育・研究担当課長は、特命事項に関する業務を掌理する。

(リーダーの職)

第 14 条 教育・研究推進センターに、リーダーを置くことができる。

- 2 リーダーは、上司の命を受け、担当事務を掌理する。

(専門職)

第 15 条 教育・研究推進センターに、専門職を置くことができる。

- 2 専門職にあるものは、上司の命を受け、担任の事務を処理する。

第 4 章 病院

(組織)

第 16 条 病院に、事務局、看護部並びに別表の病院ごとに掲げる科（救命救急センター及び減災対策支援センターを含む。以下同じ。）及び患者・地域サポートセンター（患者・地域支援センターを含む。以下同じ。）を置く。

- 2 事務局に次の課を置く。

計画課

総務課

医事課

(科の分掌事務)

第 17 条 科の分掌事務は、次のとおりとする。

内科、総合診療科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、神経内科、血液内科、内分泌・代謝内科、緩和ケア内科、感染症内科、呼吸器科、循環器科、神経科、化学療法科、緩和ケア科、精神科、神経精神科、小児科、神経小児科、外科、心臓血管外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、乳腺外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、婦人科、新生児

科、眼科、神経眼科、耳鼻いんこう科、神経耳科、リハビリテーション科、リウマチ膠(こう)原病科、歯科、口腔(くう)科、歯科口腔(くう)外科、感染症科、救命救急センター、救命救急科、救急診療科及び集中治療科

- 一 患者の診療に関すること。
- 二 診療室及び病室の運営に関すること。
- 三 患者の入院及び退院に関すること。
- 四 患者の食事の管理に関すること。

麻酔科

- 一 麻酔(軽易なものを除く。)に関すること。

心理・福祉科

- 一 患者の診療に関すること。
- 二 患者の入院及び退院に関すること。
- 三 小児の精神保健相談に関すること。
- 四 患者の医療相談に関すること。
- 五 小児の精神医療及び小児の精神保健福祉の知識の普及啓発に関すること。
- 六 心理・福祉各室の管理運営に関すること。

放射線科(診療放射線科、神経放射線科、放射線診療科を含む。以下同じ。)

- 一 エックス線又は磁気共鳴による診断に関すること。
- 二 放射線による治療(治療については、東部地域病院を除く。次号において同じ。)に関すること。
- 三 ラジオアイソトープによる診療に関すること。
- 四 放射線診療室の管理運営に関すること。

減災対策支援センター

- 一 災害対策に関すること。

内視鏡科

- 一 内視鏡による診療に関すること。

輸血科

- 一 血液製剤に関すること。
- 二 輸血血液の試験及び管理に関すること。

検査科

- 一 血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、生化学的検査及びその他の試験検査に関すること。
- 二 試験検査室及び解剖室の管理運営に関すること。

臨床検査科

- 一 血清学的検査、血液学的検査、生化学的検査及びその他の試験検査に関すること。
- 二 試験検査室の管理運営に関すること。

病理科

- 一 病理学的検査に関すること。
- 二 細胞診検査に関すること。
- 三 解剖室の管理運営に関すること。

遺伝子診療科

- 一 遺伝子診療に関すること。

臨床試験科

- 一 臨床研究に関すること。
- 二 治験に関すること。
- 三 治験審査委員会の運営に関すること。

薬剤科

- 一 麻薬その他医薬品及び衛生材料の管理に関すること。
- 二 調剤及び製剤(輸血科を置く院にあっては、血液製剤を除く。)に関すること。
- 三 医薬品の検査及び情報に関すること。
- 四 患者の服薬指導に関すること。

栄養科

- 一 患者の栄養指導に関すること。
- 二 患者の給食調理に関すること。
- 三 貯蔵食品の管理に関すること。
- 四 給食調理室の管理及び衛生に関すること。

(事務局の分掌事務)

第18条 事務局の組織の事務分掌は、次のとおりとする。

計画課

- 一 院の業務運営に係る企画及び経営改善実施計画に関すること。

- 二 中期計画、年度計画に関すること。
- 三 院の予算及び決算に関すること。
- 四 院の出納事務に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- 五 院の広報に関すること。
- 六 その他企画・経営に関すること。

総務課

- 一 院所属職員の人事及び給与に関すること。
- 二 院の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。
- 三 物品の調達及び管理に関すること。
- 四 財産管理に関すること。
- 五 工事その他の契約に関すること。
- 六 施設の管理に関すること。
- 七 建物及び構内の清潔保持に関すること。
- 八 情報システムに係る調整に関すること(他の所管に属することを除く。)
- 九 災害救急医療に関すること。
- 十 院内他の所属に属しないこと。

医事課

- 一 患者の診療及び入退院の事務に関すること。
- 二 院の医療安全対策に関すること。
- 三 使用料及び手数料の徴収に関すること。
- 四 情報システムに係る調整に関すること。
- 五 診療記録の点検、保管及び利用に関すること。
- 六 その他医事に関すること。

(患者・地域サポートセンターの分掌事務)

第 19 条 患者・地域サポートセンターの事務分掌は、次のとおりとする。

- 一 患者の医療相談及び看護相談に関すること。
- 二 患者の入退院支援に関すること。
- 三 病床の稼働管理に関すること(看護部に属するものを除く。)
- 四 地域医療機関との連携に関すること。
- 五 在宅医療の支援に関すること。
- 六 その他患者支援及び地域連携業務に関すること

(看護部の事務分掌)

第 20 条 看護部の事務分掌は、次のとおりとする。

- 一 患者の看護及び診療の補助に関すること。
- 二 患者の保育及び介護に関すること(小児総合医療センターに限る。)
- 三 看護職員及び保育職員(小児総合医療センターに限る。)の配置に関すること。
- 四 病室の管理及び衛生に関すること。
- 五 看護職員及び保育職員(小児総合医療センターに限る。)の教育及び指導に関すること。
- 六 患者の私有品の保管等に関すること。
- 七 病床の稼働管理に関すること。

(院長の職)

第 21 条 病院に、院長を置く。

- 2 院長は、病院の業務を総理する。
- 3 院長は、理事長の命を受け、特命事項に関する業務を掌理する。

(副院長の職)

第 22 条 病院に、副院長を置く。

- 2 副院長は、院長を補佐し、特命事項に関する業務を掌理する。

(科に置く職)

第 23 条 科に、部長又は課長に相当する医長を置くことができる。

- 2 部長は、上司の命を受け、科の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 医長は、上司の指揮を受け、担当業務を掌理する。
- 4 科に係長職に相当する医員を置くことができる。
- 5 医員は、上司の命を受け、担当事務を掌理する。

(放射線科に置く職)

第 24 条 放射線科に、課長に相当する技師長を置く。

- 2 放射線科技師長は、科の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 放射線科に、係長を置くことができる。
- 4 係長は、放射線科技師長を補佐し、担当業務を掌理する。

(検査科に置く職)

第 25 条 検査科に、技師長を置く。

- 2 検査科技師長は、検査科の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 検査科に、係長を置くことができる。
- 4 係長は、検査科技師長を補佐し、担当業務を掌理する。

(薬剤科に置く職)

第 26 条 薬剤科に、課長に相当する科長を置く。

- 2 薬剤科長は、薬剤科の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 薬剤科に、係長を置くことができる。
- 4 係長は、薬剤科長を補佐し、担当業務を掌理する。

(栄養科に置く職)

第 27 条 栄養科に、科長を置く。

- 2 栄養科長は、栄養科の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 栄養科に、係長を置くことができる。
- 4 係長は、栄養科長を補佐し、担当業務を掌理する。

(事務局に置く職)

第 28 条 事務局に、部長に相当する事務局長を置く。

- 2 事務局長は、計画課、総務課及び医事課の事務を総理する。
- 3 計画課、総務課及び医事課に課長を置く。
- 4 課長は、上司の命を受け、担当業務を掌理する。
- 5 事務局に、リーダーを置くことができる。
- 6 リーダーは、上司の命を受け、担当事務を掌理する。

(専門職)

第 29 条 事務局に、専門職を置くことができる。

- 2 専門職にあるものは、上司の命を受け、担任の事務を処理する。

(患者・地域サポートセンターに置く職)

第 30 条 患者・地域サポートセンターに、センター長を置く。

- 2 センター長は患者・地域サポートセンターの事務を総理する。
- 3 患者・地域サポートセンターに副センター長を置くことができる。
- 4 副センター長は、センター長を補佐し、特命事項に関する業務を掌理する。
- 5 患者・地域サポートセンターに、リーダーを置くことができる。
- 6 リーダーは、上司の命を受け、担当事務を掌理する。

(看護部に置く職)

第 31 条 看護部に、部長を置く。

- 2 看護部長は、看護部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 看護部に、課長に相当する副看護部長又は係長に相当する看護師長を置くことができる。

- 4 副看護部長は、看護部長を補佐し、担当業務を掌理する。
- 5 看護部に看護単位（病棟、外来等で区分された看護単位をいう。以下同じ）ごとに、看護師長を置くことができる。
- 6 看護師長は、上司の指揮を受け、当該看護単位の業務を掌理する。

（専門職）

第 32 条 病院に、専門職を置くことができる。

- 2 専門職にあるものは、上司の命を受け、担任の事務を処理する。

第 5 章 東京都立がん検診センター

（組織）

第 33 条 所の組織は、次のとおりとする。

事務局

科

- 呼吸器内科
- 消化器内科
- 内視鏡内科
- 乳腺腫瘍外科
- 婦人科
- 放射線科
- 検査科

（事務分掌）

第 34 条 所の事務局及び科の事務分掌は、次のとおりとする。

事務局

- 一 庶務その他総務に関すること。
- 二 がん研究事務局に関すること。
- 三 地域研修の企画に関すること。
- 四 多摩総合医療センターとの統合の調整に関すること。
- 五 その他経理に関すること。
- 六 医事に関すること。
- 七 がん相談に関すること。
- 八 精度管理に関すること。
- 九 区市町村との連絡調整に関すること。
- 十 その他保健指導に関すること。
- 十一 地域医療機関との連携に関すること。
- 十二 多摩総合医療センターとの検査協力に関すること。

- 十三 その他地域連携に関すること。
- 十四 外来診察、内視鏡等検査業務に関すること。
- 十五 その他看護に関すること。

科

呼吸器内科

- 一 患者の呼吸器内科診療に関すること。

消化器内科

- 一 患者の消化器内科診療に関すること。

内視鏡内科

- 一 患者の内視鏡内科診療に関すること。

乳腺腫瘍外科

- 一 患者の乳腺腫瘍外科診療に関すること。

婦人科

- 一 患者の婦人科診療に関すること。

放射線科

- 一 患者の診療放射線科診療に関すること。

検査科

- 一 各種の臨床検査に関すること。

(所に置く職)

第35条 所に、所長を置く。

- 2 所長は、所の業務を総理する。
- 3 所長は、理事長の命を受け、特命事項に関する業務を掌理する。

(事務局に置く職)

第36条 事務局に、事務局長を置く。

- 2 事務局長は、事務局の事務を総理する。
- 3 事務局に、リーダーを置くことができる。
- 4 リーダーは、上司の命を受け、担当事務を掌理する。

(科に置く職)

第37条 科に、部長又は医長を置くことができる。

- 2 部長は、上司の命を受け、科の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 医長は、上司の指揮を受け、担当業務を掌理する。
- 4 科に医員を置くことができる。
- 5 医員は、上司の命を受け、担当事務を掌理する。

(放射線科に置く職)

第 38 条 放射線科に、技師長を置く。

- 2 放射線科技師長は、放射線科の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 放射線科に、係長を置くことができる。
- 4 係長は、放射線科技師長を補佐し、担当業務を掌理する。

(検査科に置く職)

第 39 条 検査科に、技師長を置く。

- 2 検査科技師長は、検査科の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 検査科に、係長を置くことができる。
- 4 係長は、検査科技師長を補佐し、担当業務を掌理する。

(専門職)

第 40 条 所に、専門職を置くことができる。

- 2 専門職にあるものは、上司の命を受け、担任の事務を処理する。

(補則)

第 41 条

この規則に定めのない事項については、理事長が別に定める。

(附則)

この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

別表第 16 条関係

病院名	名称
広尾病院	内科 呼吸器科 循環器科 神経科 小児科 外科 心臓血管外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 診療放射線科 歯科 救命救急センター 救急診療科 麻酔科 内視鏡科 減災対策支援センター 輸血科 検査科 薬剤科 栄養科、患者・地域サポートセンター
大久保病院	内科 外科 脳神経外科 整形外科 精神科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 歯科口腔外科 放射線科 麻酔科 検査科 薬剤科 栄養科、患者・地域サポートセンター
大塚病院	内科 神経科 小児科 外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 リウマチ膠原病科 診療放射線科 口腔科 救急診療科 麻酔科 輸血科 検査科 薬剤科 栄養科、患者・地域サポートセンター
駒込病院	内科 総合診療科 神経科 化学療法科 緩和ケア科 小児科 外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 歯科口腔外科 感染症科 麻酔科 輸血科 放射線診療科 内視鏡科 臨床検査科 病理科 遺伝子診療科 臨床試験科 薬剤科 栄養科、患者・地域サポートセンター
豊島病院	内科 緩和ケア内科 感染症内科 外科 脳神経外科 整形外科 形成外科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 歯科口腔外科 放射線科 麻酔科 輸血科 救急科 検査科 薬剤科 栄養科、患者・地域サポートセンター
荏原病院	内科 神経内科 感染症内科 外科 脳神経外科 乳腺外科 整形外科 形成外科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 歯科口腔外科 放射線科 麻酔科 輸血科 検査科 薬剤科 栄養科、患者・地域サポートセンター
墨東病院	内科 循環器科 神経科 小児科 外科 心臓血管外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 新生児科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 リウマチ膠原病科 診療放射線科 歯科口腔外科 感染症科 救命救急センター 救急診療科 麻酔科 内視鏡科 輸血科 検査科 薬剤科 栄養科、患者・地域支援センター
多摩総合医療センター	内科 呼吸器科 循環器科 神経科 外科 心臓血管外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 リウマチ膠原病科 診療放射線科 歯科口腔外科 救命救急センター 救急診療科 麻酔科 輸血科 検査科 臨床試験科 薬剤科 栄養科、患者・地域サポートセンター
多摩北部医療センター	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 神経内科 血液内科 内分泌・代謝内科 外科 脳神経外科 整形外科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 歯科口腔外科 放射線科 麻酔科 検査科 薬剤科 栄養科、患者・地域サポートセンター

東部地域 病院	内科 循環器内科 外科 心臓血管外科 脳神経外科 整形外科 小児科 泌尿器科 婦 人科 眼科 耳鼻いんこう科 放射線科 麻酔科 検査科 薬剤科 栄養科、患者・地域サポ ートセンター
多摩南部 地域病院	内科 循環器内科 緩和ケア内科 外科 脳神経外科 整形外科 精神科 小児科 皮膚 科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 歯科口腔外科 放射線科 麻酔科 検査 科 リハビリテーション科、薬剤科 栄養科、患者・地域サポートセンター
神経病院	神経内科 神経精神科 神経小児科 脳神経外科 神経眼科 神経耳科 リハビリテーショ ン科 神経放射線科 麻酔科 検査科 薬剤科 栄養科、患者・地域サポートセンター
小児総合 医療センタ ー	小児科 総合診療科 精神科 外科 心臓血管外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 皮膚科 泌尿器科 新生児科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 診療放射線科 歯科 救命救急科 集中治療科 麻酔科 心理・福祉科 検査科 臨床試験科 薬剤科 栄 養科
松沢病院	精神科 内科 外科 整形外科 脳神経外科 リハビリテーション科 診療放射線科 歯科 麻酔科 薬剤科 検査科 栄養科、患者・地域サポートセンター